

◎新潟県訓令第14号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成26年8月20日から実施する。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
土木部都市局営繕課 (略)	土木部都市局営繕課 (略)
魚沼基幹病院建設現場事務所	魚沼基幹病院建設現場事務所
<u>土木部都市局営繕課 十日町市寿町3丁目3番地</u>	
<u>十日町病院改築現場</u> 14	
<u>事務所</u>	
(略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)